

中小企業・小規模事業者の皆様へ

職場環境の整備・社員の待遇改善は??

# 沖縄働き方改革推進支援センター が、事業主の皆様を **無料**で支援します!



悩める経営者のチカラになります!

## ワン・ストップ 無料相談

**無料** 個別企業訪問

希望日に専門家が貴社を訪問し  
課題解決に向けた支援を行います。

特に、以下のお悩みや課題は  
迷わずご相談ください。

- 時間外・休日労働の削減
- 36協定の締結・届出
- 就業規則の作成・変更
- ハラスメント防止対策
- 有給休暇の取得
- 同一労働同一賃金
- 人材確保・人材育成
- 賃金引上げの環境整備

※これらは相談事例の一部です。他の相談もOK。

## 沖縄働き方改革推進支援センター

〒901-0152 沖縄県那覇市小禄 1831-1 沖縄産業支援センター 316-B

電話

0120-420-780

ファックス

098-859-8371

E-mail

okinawa@task-work.com

ホームページ

沖縄働き方改革推進支援センター



裏面は無料出張相談申込表になっております。FAX または E-mail にてお申し込み下さい。

中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業  
**専門家による無料出張相談 申込票**

沖縄働き方改革推進支援センター 宛

E-Mailの方は、okinawa@task-work.com へ下記内容をお送りください。



**098-859-8371**

申込日： 年 月 日

会社名 事業所名			
業 種		従業員数 (正社員)	
住 所	〒 -		
氏 名		担当部署 ・ 役職	/
電 話	( ) -	( ) -	
メールアドレス	@		
相談希望日時  <small>（専門家を選定しますので、1～2週間後で日程設定ください。）</small>	(○月○日 午前、午後、一日中 等の記載も可です。専門家と後日調整 <input checked="" type="checkbox"/> でも結構です) 第1希望 月 日 / 時から 第2希望 月 日 / 時から <input type="checkbox"/> 専門家と後日調整		
相談内容  <small>（最大2つまで <input checked="" type="checkbox"/> チェックして下さい）</small>	<input type="checkbox"/> 生産性向上・業務効率化 <input type="checkbox"/> パート社員の待遇改善 <input type="checkbox"/> 人材採用・教育訓練 <input type="checkbox"/> ハラスメント防止対策 <input type="checkbox"/> 給与体系・賃金制度・評価制度 <input type="checkbox"/> 就業規則 <input type="checkbox"/> 有給休暇 <input type="checkbox"/> 同一労働・同一賃金 <input type="checkbox"/> 労働時間管理・時間外労働 <input type="checkbox"/> 高齢者活用・再雇用 <input type="checkbox"/> 女性の活躍推進 <input type="checkbox"/> 補助金・助成金 <input type="checkbox"/> 外国人の就労・受け入れ <input type="checkbox"/> 雇用調整助成金 <input type="checkbox"/> その他( )		
	特に相談したい内容をご記入ください。(専門家も準備ができます。)		

ご記入いただいた個人情報は当センターが厳重に管理し、この目的以外では使用しません。

お問い合わせ先

〒901-0152 沖縄県那覇市小禄 1831-1 沖縄産業支援センター 316-B  
 ☎ 0120-420-780 ☎ 098-859-8371 ✉ okinawa@task-work.com  
 沖縄働き方改革推進支援センター (実施機関：株式会社タスクール Plus)

石綿（アスベスト）健康被害者のご遺族の皆さまへ

# 「特別遺族給付金」に関する 大切なお知らせです

「石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律」  
(以下「改正石綿救済法」といいます)が、令和4年6月17日に施行されました。  
この改正により、以下の2点が変更になりましたのでご注意ください。

①

特別遺族給付金の  
**請求期限**

**令和14年3月27日**まで  
延長されました。

②

特別遺族給付金の  
**支給対象**

**令和8年3月26日**までに  
亡くなった労働者のご遺族の方  
へと拡大されました。

(注) 労災保険の遺族補償給付を受ける権利が時効  
(5年) によって消滅した場合に限ります。

## お問い合わせ先

- 特別遺族給付金の請求手続などについては、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署までご相談ください。
- 労災保険の給付対象とならない方の救済給付については、独立行政法人環境再生保全機構までお問い合わせください。(フリーダイヤル 0120-389-931)

厚生労働省のホームページ

<http://www.mhlw.go.jp>

トップページ「クローズアップ厚生労働省」をクリック → 雇用・労働「アスベスト(石綿)」へお進みください。(労災認定等事業場一覧表を掲載しています)

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

## ① 特別遺族給付金の請求期限の延長

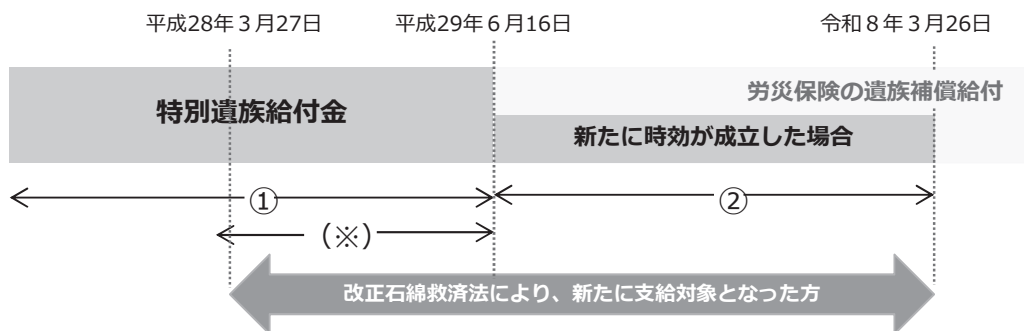
令和14年3月27日まで延長されました。

## ② 特別遺族給付金の支給対象の拡大

(1) 令和8年3月26日までに亡くなった労働者（または特別加入者。以下同じ）のご遺族の方へと拡大されました。

(注) 労災保険の遺族補償給付を受ける権利が時効（5年）によって消滅した場合に限ります。

(2) 労働者が亡くなった時期により、支給対象となる給付が異なります。



### ① 平成29年6月16日までに亡くなった場合

- 改正石綿救済法に基づく特別遺族給付金の支給対象となります。  
(※) 特別遺族給付金は、原則として請求の翌月分から支給されます。ただし、平成28年3月27日から平成29年6月16日までに亡くなった場合の特別遺族年金の支給は、労災保険の遺族補償給付を受ける権利が時効によって消滅した日の属する月の翌月分から、さかのぼって行われます。

### ② 平成29年6月17日から令和8年3月26日までに亡くなった場合

- 労災保険法に基づく遺族補償給付の支給対象となりますので、お早めに請求手続きを行ってください。
- ただし、改正石綿救済法の施行日（令和4年6月17日）以降、労災保険法に基づく遺族補償給付を受ける権利が、労働者が亡くなった日の翌日から5年を経過したことにより時効で消滅した場合は、特別遺族給付金の支給対象となります。
- なお、令和8年3月27日以降に亡くなった場合も、労災保険法に基づく遺族補償給付の支給対象となります。

### ★ 請求手続は、所定の請求書により労働基準監督署で行ってください。

中皮腫で亡くなった労働者の石綿ばく露作業への従事期間が短い場合（1年未満）や、カルテやエックス線写真などが無いために亡くなった労働者の肺がんの原因が石綿によるものかどうか不明な場合であっても、特別遺族給付金の支給が認定されることがありますので、都道府県労働局または労働基準監督署へご相談ください。

## 救済給付（環境再生保全機構から給付）についても改正が行われました。

☆ 改正の内容についてはこちらをご覧ください。

<http://www.env.go.jp/air/asbestos/index.html>

☆ 救済給付の手続きは、独立行政法人環境再生保全機構、環境省地方環境事務所、最寄りの保健所で行っています。

【お問い合わせ】 フリーダイヤル 0120-389-931 <http://www.erca.go.jp/asbestos/>

☆ 救済給付との同時請求について

石綿を原因とする病気について、その原因が仕事によるものか仕事以外のものか分からない場合、特別遺族給付金の請求と救済給付の申請、あるいは労災保険法に基づく請求と救済給付の申請を同時に行うことも可能です。

企業内での人材育成に取り組む事業主の皆さまへ

最大助成率75%※

## 人材開発支援助成金に 事業展開等リスキリング支援コース を新設しました

**人材開発支援助成金「事業展開等リスキリング支援コース」**は、企業の持続的発展のため、新製品の製造や新サービスの提供等により新たな分野に展開する、または、デジタル・グリーンといった成長分野の技術を取り入れ業務の効率化等を図るため、

- ① 既存事業にとらわれず、新規事業の立ち上げ等の**事業展開**に伴う人材育成
- ② 業務の効率化や脱炭素化などに取り組むため、**デジタル・グリーン化**に対応した人材の育成

に取り組む事業主を対象に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を**高率助成**により支援する制度です。

※助成率・助成額は、条件により変わります。  
詳しくは、次頁をご覧ください→

### ▶ 「事業展開」とは、例えば…

新たな製品を製造したり、新たな商品やサービスを提供すること等により、新たな分野に進出すること。このほか、事業や業種の転換や、既存事業の中で製品の製造方法、商品やサービスの提供方法を変更する場合も事業展開にあたる。

- 例：・新商品や新サービスの開発、製造、提供又は販売を開始する  
・日本料理店が、フランス料理店を新たに開業する  
・繊維業を営む事業主が、医療機器の製造等、医療分野の事業を新たに開始する  
・料理教室を経営していたが、オンラインサービスを新たに開始する 等

### ▶ 「デジタル・DX化」とは、例えば…

デジタル技術を活用して、業務の効率化を図ることや、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革する等し、競争上の優位性を確立すること。

- 例：・ITツールの活用や電子契約システムを導入し、社内のペーパーレス化を進めた  
・アプリを開発し、顧客が待ち時間を見えるようにした  
・顔認証やQRコード等によるチェックインサービスを導入し手続きを簡略化した 等

### ▶ 「グリーン・カーボンニュートラル化」とは、例えば…

徹底した省エネ、再生可能エネルギーの活用等により、CO2等の温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること。

- 例：・農薬の散布にトラクターを使用していたが、ドローンを導入した  
・風力発電機や太陽光パネルを導入した 等

人材開発支援助成金 **検索**

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html)



沖縄労働局・ハローワーク

LL041210沖01

## 支給対象訓練

- ① 助成対象とならない時間を除いた訓練時間数が**10時間以上**であること
- ② **OFF-JT**（企業の事業活動と区別して行われる訓練）であること
- ③ **職務に関連した訓練であって以下のいずれかに該当する訓練であること**

- i **企業において事業展開を行うにあたり、新たな分野で必要となる専門的な知識及び技能の習得をさせるための訓練**
- ii **事業展開は行わないが、事業主において企業内のデジタル・デジタルトランスフォーメーション化やグリーン・カーボンニュートラル化を進めるにあたり、これに関連する業務に従事させる上で必要となる専門的な知識及び技能の習得をさせるための訓練**

注：本コースでは、事業展開などの内容を記載した「**事業展開等実施計画**」（様式第2号）を訓練実施計画届と併せて提出する必要がありますので、取り組み内容を整理し、具体的な記載ができるよう、事前に準備をお願いします。

注：「**事業展開**」は、訓練開始日から起算して、**3年以内に実施する予定のもの**または**6か月以内に実施したもの**である必要があります。

## 助成率・助成額

### ① 助成率・助成限度額

経費助成率		賃金助成額（1人1時間）		1事業所1年度あたりの助成限度額
中小企業	大企業	中小企業	大企業	
<b>75%</b>	<b>60%</b>	<b>960円</b>	<b>480円</b>	<b>1億円</b>

### ② 受講者1人あたりの経費助成限度額

10h以上100h未満		100h以上200h未満		200h以上	
中小企業	大企業	中小企業	大企業	中小企業	大企業
<b>30万円</b>	<b>20万円</b>	<b>40万円</b>	<b>25万円</b>	<b>50万円</b>	<b>30万円</b>

本助成金では、助成金を活用する上で、支給対象事業主の要件などを設定しています。また、本助成金を活用して人材育成を行う場合は、訓練開始日から起算して1か月前までに、事業所所在地を管轄する都道府県労働局に計画届を提出する必要がありますので、ご不明な点がございましたら、最寄りの都道府県労働局の助成金申請窓口にお問い合わせください。

### 申請手続き等に関する問い合わせ先

■ 沖縄労働局 沖縄助成金センター TEL 098-868-1606  
<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/toiwase.html>





デジタル等成長分野の講座・オンライン講座等を  
運営する教育訓練実施者の皆さまへ



## 教育訓練給付 学び直し応援キャンペーン

「デジタル等成長分野の講座」「土日・夜間・オンラインの講座」  
の特別申請期間を設けて 労働者の学び直しを応援します

労働者の学び直しを支援するため、教育訓練給付講座指定の「特別申請期間」を設けました。  
対象は「デジタル等成長分野の講座」、「土日・夜間・オンラインの講座」です。  
教育訓練実施者の皆さま、この機会に講座指定申請をお願いいたします！

※通常の申請期間は、10月3日～11月7日です。

### 特別申請期間

2022年12月1日（木）～2023年1月10日（火）

### 対象講座

- デジタル講座
- 土日講座、平日（夜間）講座 ※通学制
- オンライン講座（eラーニング講座、一部eラーニング講座）

- ・新規指定申請に限ります（再指定申請講座は対象外です）。
- ・専門実践、特定一般、一般教育訓練のいずれも対象です。
- ・一般教育訓練は通常申請期間の新規申請を3講座までとしていますが、この期間中の対象の講座であれば申請数に上限はありません。
- ・2023年4月から対象講座として指定されます。

### 教育訓練給付制度とは

労働者の主体的なスキルアップを支援するため、厚生労働大臣の指定を受けた教育訓練を受講・修了した方に、訓練費用の一部が支給される制度です。

対象となる教育訓練は、レベルなどに応じて3種類あり、それぞれ給付率が異なります。

教育訓練の種類	専門実践教育訓練	特定一般教育訓練	一般教育訓練
給付率	最大で受講費用の <b>70%</b> [年間上限56万円・最長4年] を受講者に支給	受講費用の <b>40%</b> [上限20万円] を受講者に支給	受講費用の <b>20%</b> [上限10万円] を受講者に支給

### お問い合わせ

#### 講座指定の申請手続き

中央職業能力開発協会 能力開発支援部 教育訓練支援課  
03-6758-2828/2825/2824

#### 講座指定の基準

厚生労働省 人材開発統括官 若年者・キャリア形成支援担当参事官室  
03-5253-1111（内線5398）

#### 教育訓練給付制度について（厚生労働省ウェブサイト）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html)

LL040920開若01

働くうえでのお悩みご相談ください

男女問わず・秘密厳守

# 無料労働相談

社会保険労務士が、労働者(家族・同僚・知人等)、雇用主からの相談に対し、双方の立場で解決に向けたアドバイスや情報提供を行います。

また、外国人労働者の方や支援者の方、使用者の方からの相談も受け付けております。お気軽にお問い合わせください。(日本語のみ)

## ●電話相談専用フリーダイヤル

(月)~(金) 9:00~17:00 土日祝休み

**0120-610-223**

社会保険労務士が男女問わず  
労働問題にアドバイス!

パワハラ  
セクハラ

賃金未払い

育休・介護休  
について

休めない

突然の解雇



## ●対面相談のご予約

(月)~(金) 9:00~16:00 土日祝休み

**098-941-4750**

## 沖縄県女性就業・労働相談センター

〒900-0021 那覇市泉崎1-20-1  
カフーナ旭橋A街区6階  
HP : <http://owlcc.okinawa>



WEBサイト



Facebook



Twitter





# 雇用保険手続きを行う 事業主の皆さまへ

1

## 全体のバイブル

『事業所の行う事務手続き』の最新版を厚生労働省ホームページにて公開していますのでぜひご活用ください。



雇用保険事務手続きの手引き

検索

2

## 手続き一覧表

どのような場合、いつまでに何をだすのかがわかる一覧表です。



厚生労働省 手続き一覧表

検索

3

## 手続きのQ&A

制度の概要やお知らせ、各種手続きのQ&Aもこちらからご覧いただけます。



厚生労働省 雇用保険制度

検索

4

## 様式集

下記のハローワークインターネットサービスでは、様式の取り出しや作成が行えます。雇用保険手続支援 をクリック。



厚生労働省 申請等をご利用の方へ

検索



おすすめ！

電子申請利用率

およそ 6割！！

## 電子申請のメリット

- 24時間いつでも手続きOK！
- 事務処理時間・コスト節減！
- 記入漏れ等のミス防止！

電子申請（厚生労働省）

検索



雇用保険手続は電子申請（e-Gov）が便利です。



沖縄労働局職業安定部職業安定課・ハローワーク（公共職業安定所）

## COLUMN

事業主として

# 知っておきたい3つのこと

ハローワークをうまく活用しよう！

Contents

ハローワークを利用した紹介就職時に

公式チャンネル

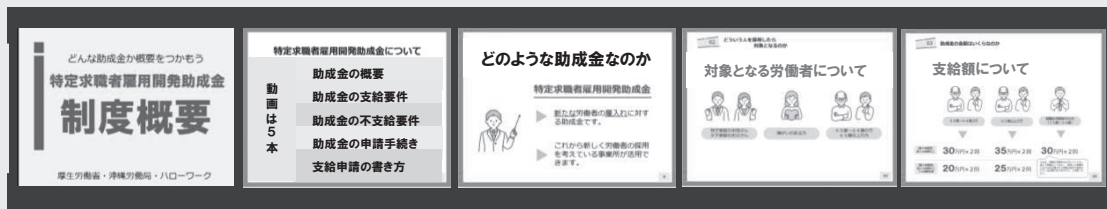
## 1 よく使われる助成金



制度概要（対象者・支給額）をわかりやすく  
動画で説明しています。

沖縄労働局 公式チャンネル

検索



Contents

## 2 人手不足でお悩みの方 必見！



解消のきっかけに！ハローワークおすすめ  
メニューをショートムービーにて動画配信中！

沖縄労働局 人手不足

検索



Contents

## 3 県内の利用率8割超え 求人者マイページ



求人者マイページを作ることによって、次のようなメリットが！

求人者マイページで出来ること

検索

- ① WEBからの求人申込(※求人からの申込から公開が早い)、変更・取消
- ② 応募者の管理
- ③ 応募した求職者とのWEB上の連絡
- ④ 求職者を検索 → リクエスト

